

令和6年1月26日開会

令和6年2月8日閉会

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会会議録

目 次

1月26日（第1号）

1	出席議員	1
2	出席した議事説明者	1
3	職務のため議場に出席した事務局職員	1
4	議事日程	2
5	開 会	2
6	会議録署名議員の指名	2
7	文書朗読	
	議案の提出について	2
8	諸 報 告	3
9	会期の決定	3
10	議案上程	
	議案第1号ほか2件	3
11	企業長説明	3
12	質 疑	5
13	議案第1号ほか2件 広域水道常任委員会へ付託	5
14	散 会	6

2月8日（第2号）

1	出席議員	7
2	出席した議事説明者	7
3	職務のため議場に出席した事務局職員	7
4	議事日程	8
5	開 議	8
6	文書朗読	
	議案の提出について	8
7	諸 報 告	8

8	議 案 上 程	
	議案第1号ほか2件	8
9	文 書 朗 読	
	広域水道常任委員会審査結果報告書	9
10	広域水道常任委員会委員長口頭報告	9
11	討 論	11
12	採 決	11
13	議 案 上 程	
	議案第4号.....	12
14	企 業 長 説 明	12
15	採 決	12
16	委員会の閉会中の継続調査	13
17	閉 会	13

令和6年1月26日

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第1号

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第1号

○令和6年1月26日 午後2時00分開議

○本日の出席議員 11名

出席議員

佐藤	藤下	祐正	文
山尾	崎上	喜代	太志
花本	石村	篤	志
嶋桐	生	ただ	し
森		秀	昭
橋		正	明
木	本		勝
川	庭	理	香子
	島	雅	裕

説明のための出席者

企業長	浅羽	義里
副企業長	山隈	隆弘
理事	秋元	康由
危機管理室長	三橋	俊郎
総務部長	津田	宏
浄水部長	小池	健一
建設部長	依田	一仁

職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	大江	伸治
------	----	----

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会議事日程（第1号）

令和6年1月26日午後2時00分開議

第1 会期の決定

第2 議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算

〔事務局長報告〕

出席議員 議長共11名

○議長（佐藤祐文君）このたび招集されました神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会を、これより開会いたします。

これより会議を開きます。

○議長（佐藤祐文君）本定例会の会議録署名議員を、本職から指名いたします。

花上 喜代志 君

森 正明 君

以上の両君にお願いいたします。

○議長（佐藤祐文君）本職あて文書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

広域水総第59号

令和6年1月26日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 佐藤祐文様

神奈川県内広域水道企業団

企業長 浅羽義里

議案の提出について

議会1月定例会の議案を別冊のとおり提出いたします。

○議長（佐藤祐文君）なお、監査委員報告2件について、お手元に配付いたしましたので、ご了承願います。

〔巻末8～13頁参照〕

○議長（佐藤祐文君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期は、本日から2月8日までの14日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤祐文君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

○議長（佐藤祐文君）次に、日程第2、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例ほか2件を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

〔巻末1～6頁参照〕

企業長の説明を求めます。

〔企業長、発言を求む〕

○議長（佐藤祐文君）浅羽企業長。

○企業長（浅羽義里君）議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜りまして、誠に有難うございます。心よりお礼申し上げます。

神奈川県内広域水道企業団議会定例会の開会にあたり、提出議案につきましてご説明いたします。

まず、議案第1号「職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の改正により、会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することができるよう規定を整備するなど所要の改正を行うものであります。

ついで、議案第2号「水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、来年度の組織体制を3部とするなど所要の改正を行うものであります。

最後に、議案第3号、「令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算」でございます。

予算の基本方針といたしましては、「かながわ広域水道ビジョン」に掲げました、「最適な水道システムの実現に向けた施設整備と運用・管理」、「自然災害や多様なリスクへの対応強化」、「経営基盤の強化」、この3つの取組みを着実に推進するための予算を編成したところであります。

予算の概要でございますが、まず、予算の規模といたしましては、635億8,909万余円であり、対前年度当初予算比では、3.8パーセントの減となっております。

収益的収入につきましては、その大宗を占める給水収益は、426億2,070万余円、総額では、前年度比1.1パーセント減の、462億4,430万余円を予定しております。

なお、給水収益の基礎となります、構成団体水道事業者に対する年間予定供給水量でございますが、前年度比4.7パーセント減の4億9,115万余立方メートルを予定しております。

予定供給水量減少の要因といたしましては、各構成団体水道事業者の水需要が減少傾向にあるほか、昨年度は、横浜市の西谷浄水場再整備事業など構成団体側の工事期間中のバックアップとして、企業団が供給水量を増量して対応しておりましたが、令和6年度はその増量が減少する見込みであることなどによるものであります。

一方、これに対する収益的支出につきましては、前年度比6.5パーセント減の408億5,963万余円を予定しております。

その内訳は、生産活動に伴い発生する経常経費として、人件費と物件費等で、236億7,156万余円、減価償却費等で、163億9,280万余円、支払利息等で、7億9,525万余円でございます。

以上の結果、当年度損益は、前年度比90.8パーセント増の44億6,097万余円の利益を見込んでおります。

資本的収入につきましては、建設改良の財源となります企業債として、前年度比16.2パーセント増の36億1,600万円を予定しております。

次に、資本的支出につきましては、前年度比1.5パーセント増の227億2,946万余円を予定しております。

内訳は、一般建設改良費として、107億3,698万余円、企業債償還金として、117億7,850万余円、その他として、2億1,397万余円でございます。

この結果、資本的収支において、差し引き、191億1,346万余円の収入不足が

見込まれますが、損益勘定留保資金等をもって、補填することとしております。

なお、累積資金残高につきましては、前年度比、約8億3千万円減の6億7,883万余円となる見込みであります。

また、企業債につきましては順調に償還が進んでおり、残高は前年度比約8億1千万円減の約4億9,700万円と見込まれる一方で、今後は管路や浄水場の更新など、多額の費用が必要となる施設整備が予定されており、財政運営は厳しさが増すものと想定しています。

従いまして、引き続き職員一丸となって、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

以上を持ちまして、私の説明を終わります。細部につきましては、議事の進行に伴いまして、私もしくは、副企業長以下、関係職員からご説明申し上げます。

議員の皆さまにおかれましては、ご審議の上、ご議決頂きますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤祐文君）これより日程第2について、質問、質疑に入るところであります、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

○議長（佐藤祐文君）おはかりいたします。

日程第2につきましては、この程度で広域水道常任委員会に付託して、審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤祐文君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

広域水道常任委員会におかれましては、慎重審査のうえ、その結果のご報告をお願いいたします。

○議長（佐藤祐文君）以上で、本日の日程は終了いたしました。

おはかりいたします。

1月29日から2月7日までは休会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤祐文君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次回本会議の日程を申し上げます。2月8日議会運営委員会終了後、再開、引き続き審議を行います。

本日はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午後2時10分 散会

令和6年2月8日

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第2号

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会 会議録 第2号

○令和6年2月8日 午後2時50分開議

○本日の出席議員 11名

出席議員

佐藤	藤下	祐正	文
山崎	尾崎		太
花上	喜代	志	志
本石	篤	志	
嶋村	ただ	し	
桐生	秀	昭	
森		正	明
橋本			勝
木庭	理香	子	
川島	雅	裕	

説明のための出席者

企業長	浅羽	義里	
副企業長	山隈	隆弘	
理事	秋元	康由	
危機管理室長	三橋	俊郎	
総務部長	津田	宏	
浄水部長	小池	健一	
建設部長	依田	一仁	

職務のため議場に出席した事務局職員

事務局長	大江	伸治	
------	----	----	--

神奈川県内広域水道企業団議会

1月定例会議事日程（第2号）

令和6年2月8日午後2時50分開議

- 第1 議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例
議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算
- 第2 議案第4号 監査委員の選任について
- 第3 委員会の閉会中の継続調査

〔事務局長報告〕

出席議員 議長共11名

○議長（佐藤祐文君）休会前に引き続き、これより会議を開きます。

○議長（佐藤祐文君）議長あて文書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

広域水総第64号

令和6年2月8日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 佐藤 祐 文 様

神奈川県内広域水道企業団

企業長 浅羽 義 里

議案の提出について

議会1月定例会に追加提案する議案を別冊のとおり提出いたします。

○議長（佐藤祐文君）なお、監査委員報告1件をお手元に配布いたしておりますので、ご了承ください。

〔巻末14～16頁参照〕

○議長（佐藤祐文君）これより日程に従い、審議を行います。

日程第1、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例、ほか2件を一括して議題といたします。

○議長（佐藤祐文君）広域水道常任委員会から審査結果報告書が提出されておりますので、職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和6年2月8日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 佐藤 祐文 様

広域水道常任委員会

委員長 森 正明

広域水道常任委員会審査結果報告書

本委員会に付託の議案第1号ほか2件については、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

議案第1号	職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの
議案第2号	水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	原案のとおり 可決すべきもの
議案第3号	令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算	原案のとおり 可決すべきもの

○議長（佐藤祐文君）広域水道常任委員会委員長の報告を求めます。

〔常任委員会委員長、発言を求む〕

○議長（佐藤祐文君）森正明君。

○広域水道常任委員会委員長（森正明君）ただいまから、広域水道常任委員会の審査の経過及び結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、1月26日の本会議において、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例 議案第2号 水道用水供給事業の設置等に関する

る条例の一部を改正する条例 議案第3号 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道
用水供給事業会計予算について、審査の付託を受けたものであります。

委員会は、1月26日及び2月8日の2日間にわたって開催し、当局の出席を求め、議
案第1号ほか2件について、関係提出書類をもとに説明を聴取した後、検討を加え審査を
行いました。

審査の過程におきましては、

- 1 危機管理室を廃止し浄水課に集約するメリット及びデメリットについて
- 2 令和6年度に予定している研修において、対象となる職員数、研修の内容、研修期間
及びその効果について
- 3 災害等への対策に備えた、新たな人材確保について
- 4 主要施設の耐震化に係るこれまでの取組み及び排水処理施設等の耐震化のスケジュー
ルについて
- 5 能登半島地震を踏まえた、企業団における耐震化に係る認識について
- 6 相互応援協定に基づく他の水道事業体との合同訓練の具体的な内容及び想定される予
算について
- 7 実施計画の進捗状況の可視化について
- 8 実施計画の最終年を次年度に控えた予算編成の考え方について
- 9 再構築事業に係る事業費において、特に課題となっている取組みについて
- 10 国からの補助金が得られなかった場合の対応について
- 11 施設整備完了までの長期化の理由について
- 12 「首長合意締結」の進捗状況について
- 13 企業団におけるサイバー攻撃の状況及び対策の検討について
- 14 官民連携事業の取組みの目的について

それぞれ当局の見解を聴取し、

- 1 浄水課とは独立した危機管理対応に特化した部署の新設を求める旨
- 2 人手不足等への対応を見据えた研修体制を整備し、しっかりと研修を実施していただ
きたい旨
- 3 新しい対応が必要になった場合の人員の確保について、危機感を持って進めてほしい
旨
- 4 幅広く他地域の水道事業体と協定を結び訓練を行う旨
- 5 実施計画の進捗状況等について可視化した資料を検討されたい旨
- 6 実施計画の中間評価についてしっかり報告されたい旨

7 サイバー攻撃に対するセキュリティ強化について検討されたい旨

8 官民連携について、県内企業の育成を視野に入れて取り組んでもらいたい旨

それぞれ要望を行い、熱心に検討を加え、審査に慎重を期したものであります。

審査の状況は、以上、申し上げたとおりであります。広域水道常任委員会といたしましては、審査結果報告書のとおり、議案第1号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第2号について「原案のとおり可決すべきもの」、議案第3号について「原案のとおり可決すべきもの」と、それぞれ決定した次第であります。

次に、その他事項といたしまして、議長提案による「国等への要望活動」を議題とし、委員から意見を聴取した後、検討を加え、協議を行いました。

協議の過程におきましては、

- 1 再構築事業は大変重要な取り組みであるが、着実に進めるための財源確保に課題がある旨
- 2 再構築事業において計画される水道施設の廃止や施設整備に係る費用は、将来的には利用者の負担となる旨
- 3 バックアップ率の向上による安心・安定の供給体制を早期に実現してもらいたい旨
- 4 将来的に企業団からの供給水量が全体の7割超となり、水道利用者への影響もより拡大される旨
- 5 今後、要望活動を行っていく際の進め方として、企業団議員をはじめ、構成団体議会にも理解を得るため、構成団体議会と歩調を合わせて企業団議会内でもしっかりと意見調整を図っていただきたい旨

それぞれ発言があり、企業団議会といたしましては、企業団と構成団体が調整する「首長合意」の締結と、「施設整備計画」が、構成団体議会で説明されたのちの適切な時期に、構成団体議会とも協力して、国等に対し、財政支援等を求める要望を行う方向で、取り組んでいくことといたしました。

また、今後の対応につきましては、現・企業団議員から次期・企業団議員への引継ぎをお願いすると共に、次期の広域水道常任委員会への申し送りとすることといたしました。

以上で、私の口頭報告を終わります。

○議長（佐藤祐文君）これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

○議長（佐藤祐文君）これより日程第1について採決いたします。

採決は一括して行います。

日程第1、議案第1号 職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例ほか2件について、広域水道常任委員会の報告どおり原案に賛成の方はご起立願います

〔総員起立〕

○議長（佐藤祐文君）総員起立により、原案のとおり決定いたしました。

○議長（佐藤祐文君）次に、日程第2、議案第4号 監査委員の選任についてを議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

〔巻末7頁参照〕

企業長の説明を求めます。

〔企業長、発言を求む〕

○議長（佐藤祐文君）浅羽企業長。

○企業長（浅羽義里君）本日、ご提案いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

議案第4号 監査委員の選任について、でございます

現監査委員の大八木雅之君が、令和6年2月13日をもって任期満了となることに伴い、再度、同君を選任したく、地方公営企業法第39条の2第5項の規定により同意を求めます。

よろしくご審議のうえ、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤祐文君）おはかりします。

日程第2については、この程度で採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤祐文君）ご異議がないものと認めます。

よって、採決いたします。

○議長（佐藤祐文君）日程第2 議案第4号 監査委員の選任について、大八木雅之君を監査委員に選任することにご賛成の方はご起立願います

〔総員起立〕

○議長（佐藤祐文君）総員起立により、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（佐藤祐文君）次に、日程第3、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

日程第3につきましては、お手元に配付いたしました広域水道常任委員会及び議会運営委員会の申し出どおり、今後、議会閉会中も引き続き調査を願うことにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤祐文君）ご異議がないと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

〔巻末17、18頁参照〕

○議長（佐藤祐文君）以上で、全日程を終了いたしましたので、会議を閉じます。

会議の結果につきましては、本職から関係方面に手続いたします。

これをもちまして、神奈川県内広域水道企業団議会1月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後3時 閉会

朗読を省略した文書

朗読を省略した文書

目 次

1 企業長提出議案

議案第1号	職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例	1
議案第2号	水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	3
議案第3号	令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計予算	4
議案第4号	監査委員の選任について	7

2 諸 報 告

監査委員報告

例月出納検査の結果について（令和5年10月分）	8
同（令和5年11月分）	11
同（令和5年12月分）	14
閉会中継続調査申出書（広域水道常任委員会）	17
閉会中継続調査申出書（議会運営委員会）	18

1 企業長提出議案

議案第1号

職員の給与の種類及び基準に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第1条 職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年神奈川県内広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 第2条の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当、勤勉手当</u>及び退職手当とする。</p>	<p>（会計年度任用職員の給与）</p> <p>第4条 第2条の規定にかかわらず、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 第2条の規定にかかわらず、法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当</u>及び退職手当とする。</p>

（企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第2条 企業長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年神奈川県内広域水道企業団条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、企業長、副企業長、監査委</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、企業長、副企業長、監査委員又</p>

員又は職員（法第243条の2の8第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。

は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「企業長等」という。）の神奈川県内広域水道企業団（以下「企業団」という。）に対する損害を賠償する責任の一部を免責することについて必要な事項を定めるものとする。

（昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正）

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年神奈川県内広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>	<p>（職員の賠償責任に基づく債務の免除）</p> <p>第3条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定による職員の賠償責任に基づく債務で昭和64年1月7日前における事由によるものは、将来に向かつて免除する。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年1月26日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給するとともに、地方自治法の条文を引用する条項に変更が生じることから、本条例案を提案するものである。

議案第 2 号

水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和 4 4 年神奈川県内広域水道企業団条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(組織)</p> <p>第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)に総務部、浄水部及び建設部を置く。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。</p>	<p>(組織)</p> <p>第4条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、企業長の権限に属する事務を処理させるため、神奈川県内広域水道企業団(以下「企業団」という。)に<u>危機管理室</u>、総務部、浄水部及び建設部を置く。</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により企業団の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が500万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 1 月 2 6 日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の収束に伴い令和 6 年度に危機管理体制を見直すとともに、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、地方自治法の条文を引用する条項に変更が生じることから、本条例案を提案するものである

議案第3号

**令和6年度神奈川県内広域水道企業団
水道用水供給事業会計予算**

(総 則)

第1条 令和6年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 用 水 供 給 先 神奈川県、横浜市、川崎市及び横須賀市
- (2) 年 間 総 供 給 量 491,156,900 立方メートル
- (3) 一 日 平 均 供 給 量 1,345,635 立方メートル
- (4) 主要な建設事業
- ア 施設更新等整備事業 取水施設、導水施設、浄水施設及び送水施設の施設更新等の工事

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 用水供給事業収益		46,244,305 千円
第1項 営業収益		42,692,064 千円
第2項 営業外収益		3,552,241 千円
	支	出
第1款 用水供給事業費用		40,859,630 千円
第1項 営業費用		38,661,260 千円
第2項 営業外費用		2,198,370 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額19,113,467千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額923,696千円、当年度分損益勘定留保資金12,897,871千円、建設改良積立金5,251,461千円及び繰越利益剰余金処分額40,439千円で補てんするものとする。)

収		入
第1款	用水供給事業 資本的収入	3,616,000 千円
第1項	企業債	3,616,000 千円
支		出
第1款	用水供給事業 資本的支出	22,729,467 千円
第1項	一般建設改良費	10,736,982 千円
第2項	投資有価証券購入費	200,000 千円
第3項	企業債償還金	11,778,508 千円
第4項	国庫補助金返還金	13,977 千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額(千円)
施設更新等整備事業	令和7年度から令和10年度まで	9,506,000
水道施設維持管理	令和7年度から令和24年度まで	489,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
施設更新等 整備事業	3,616,000	普通貸借又は証券発行の方法による。 起債の時期は当該年度とする。ただし、事業の進ちよく又は財政その他の都合により一部を翌年度へ繰り越して起債することができる。	年3.0% 以内	公的資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合は30年以内に償還する。ただし、財政の都合により償還期間を短縮し、又は本条に定める条件の範囲内で借換えをすることができる。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- （1）消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用
- （2）企業債償還金に不足が生じた場合における一般建設改良費及び企業債償還金の間の流用

（利益剰余金の処分）

第9条 繰越利益剰余金のうち40,439千円は、次のとおり処分するものとする。

- （1）繰越利益剰余金
 - ア 減債積立金 40,439千円

令和6年1月26日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

議案第4号

監査委員の選任について

地方公営企業法第39条の2第5項の規定により、監査委員に次の者を選任いたしたいので同意を求める。

大八木 雅之

令和6年2月8日提出

神奈川県内広域水道企業団
企業長 浅羽 義里

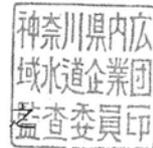
2 諸 報 告



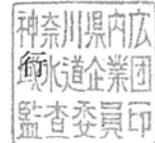
広域水監第36号
令和5年11月30日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 佐藤 祐文 様

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 大八木 雅



同 西 義



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和5年10月分

検査年月日 令和5年11月30日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和5年10月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
868,297,489,501	927,540,481,662	4,027,609,850	資産勘定	1,478,215,028	472,108,103,420	412,865,111,259
847,320,149,919	848,221,003,696	62,877,998	固定資産	8,924,474	413,765,965,036	412,865,111,259
668,472,586,323	669,373,440,100	62,877,998	有形固定資産	8,924,474	413,765,965,036	412,865,111,259
178,247,563,596	178,247,563,596		無形固定資産			
600,000,000	600,000,000		投資その他の資産			
20,977,339,582	79,319,477,966	3,964,731,852	流動資産	1,469,290,554	58,342,138,384	
16,899,686,276	69,509,702,279	3,552,054,054	現金・預金	1,441,692,326	52,610,016,003	
	3,973,028,926		未収金		3,973,028,926	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,753,903,400	3,186,249,600	171,346,600	前払金	19,360,000	432,346,200	
			立替金			
659,323,943	1,985,975,000	160,380,000	仮払金	8,171,773	1,326,651,057	
551,407,963	551,504,161	80,951,198	その他流動資産	66,455	96,198	
	130,543,678,850	43,176,650	負債勘定	360,611,918	298,213,892,123	167,670,213,273
	2,039,082	1,693,468	固定負債		58,382,764,583	58,380,725,501
			企業債		55,257,969,665	55,257,969,665
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	2,039,082	1,693,468	引当金		3,124,794,918	3,122,755,836
			その他固定負債			
	13,330,028,032	41,483,182	流動負債	360,611,918	22,292,944,082	8,962,916,050
			一時借入金			
	6,483,520,724		企業債		13,035,008,083	6,551,487,359
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,154,589,126		未払金		6,483,991,126	329,402,000

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	54,529,069		未払費用		54,529,069	
			前受金			
	371,538,135	41,483,182	預り金	41,638,898	510,738,109	139,199,974
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	265,850,978		引当金		265,850,978	
			その他流動負債	318,973,020	1,942,826,717	1,942,826,717
	117,211,611,736		繰延収益		217,538,183,458	100,326,571,722
	3,067,934		長期前受金		217,535,116,661	217,532,048,727
117,205,477,005	117,208,543,802		長期前受金収益化累計額		3,066,797	
			資 本 勘 定		277,028,932,025	277,028,932,025
			資 本 金		258,030,203,556	258,030,203,556
			資本金		258,030,203,556	258,030,203,556
			剰 余 金		18,998,728,469	18,998,728,469
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
			利益剰余金		14,820,387,051	14,820,387,051
			欠損金			
			収 益 勘 定	3,191,442,136	19,446,891,917	19,446,891,917
			用水供給事業収益	3,191,442,136	19,446,891,917	19,446,891,917
			営業収益	3,188,726,920	19,396,911,100	19,396,911,100
			営業外収益	2,715,216	49,980,817	49,980,817
			特別利益			
			費 用 勘 定	1,415,236	2,472,060	
8,713,658,973	8,716,131,033	960,897,818	用水供給事業費用	1,415,236	2,472,060	
8,713,658,973	8,716,131,033	960,897,818	営業費用	1,415,236	2,472,060	
8,232,793,721	8,235,265,781	960,897,818	営業外費用			
480,865,252	480,865,252		特別損失			
877,011,148,474	1,066,800,291,545	5,031,684,318	合 計	5,031,684,318	1,066,800,291,545	877,011,148,474



広域水監第37号

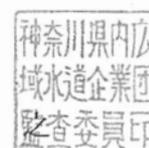
令和5年12月27日

神奈川県内広域水道企業団議会

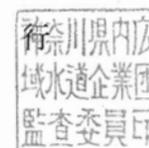
議長 佐藤 祐文 様

神奈川県内広域水道企業団

監査委員 大八木 雅



同 西 義



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和5年11月分

検査年月日 令和5年12月27日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和5年11月30日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
870,696,421,031	935,284,441,039	7,743,959,377	資産勘定	5,324,843,671	477,432,947,091	412,844,927,083
847,383,755,207	848,758,343,469	537,339,773	固定資産	453,550,309	414,219,515,345	412,844,927,083
668,536,191,611	669,910,779,873	537,339,773	有形固定資産	453,550,309	414,219,515,345	412,844,927,083
178,247,563,596	178,247,563,596		無形固定資産			
600,000,000	600,000,000		投資その他の資産			
23,312,665,824	86,526,097,570	7,206,619,604	流動資産	4,871,293,362	63,213,431,746	
19,191,399,273	76,172,495,529	6,662,793,250	現金・預金	4,371,080,253	56,981,096,256	
	3,973,028,926		未収金		3,973,028,926	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
2,941,830,000	3,374,176,200	187,926,600	前払金		432,346,200	
			立替金			
406,115,513	2,232,975,000	247,000,000	仮払金	500,208,430	1,826,859,487	
660,303,038	660,403,915	108,899,754	その他流動資産	4,679	100,877	
	130,584,650,210	40,971,360	負債勘定	370,198,761	298,584,090,884	167,999,440,674
	2,039,082		固定負債		58,382,764,583	58,380,725,501
			企業債		55,257,969,665	55,257,969,665
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	2,039,082		引当金		3,124,794,918	3,122,755,836
			その他固定負債			
	13,370,999,392	40,971,360	流動負債	370,198,761	22,663,142,843	9,292,143,451
			一時借入金			
	6,483,520,724		企業債		13,035,008,083	6,551,487,359
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,154,589,126		未払金		6,483,991,126	329,402,000

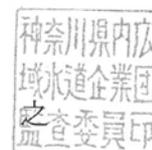
借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	54,529,069		未払費用		54,529,069	
			前受金			
	412,509,495	40,971,360	預り金	40,950,933	551,689,042	139,179,547
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	265,850,978		引当金		265,850,978	
			その他流動負債	329,247,828	2,272,074,545	2,272,074,545
	117,211,611,736		繰延収益		217,538,183,458	100,326,571,722
	3,067,934		長期前受金		217,535,116,661	217,532,048,727
117,205,477,005	117,208,543,802		長期前受金収益化累計額		3,066,797	
	9,604,053,594	9,604,053,594	資 本 勘 定	9,604,053,594	286,632,985,619	277,028,932,025
			資 本 金	4,043,656,266	262,073,859,822	262,073,859,822
			資本金	4,043,656,266	262,073,859,822	262,073,859,822
	9,604,053,594	9,604,053,594	剰 余 金	5,560,397,328	24,559,125,797	14,955,072,203
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	9,604,053,594	9,604,053,594	利益剰余金	5,560,397,328	20,380,784,379	10,776,730,785
			欠損金			
			収 益 勘 定	3,292,594,489	22,739,486,406	22,739,486,406
			用水供給事業収益	3,292,594,489	22,739,486,406	22,739,486,406
			営業収益	3,291,479,640	22,688,390,740	22,688,390,740
			営業外収益	1,114,849	51,095,666	51,095,666
			特別利益			
9,916,365,157	9,919,737,739	1,203,606,706	費 用 勘 定	900,522	3,372,582	
9,916,365,157	9,919,737,739	1,203,606,706	用水供給事業費用	900,522	3,372,582	
9,435,499,905	9,438,872,487	1,203,606,706	営業費用	900,522	3,372,582	
480,865,252	480,865,252		営業外費用			
			特別損失			
880,612,786,188	1,085,392,882,582	18,592,591,037	合 計	18,592,591,037	1,085,392,882,582	880,612,786,188



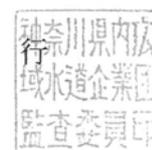
広域水監第38号
令和6年1月31日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 佐藤 祐文 様

神奈川県内広域水道企業団
監査委員 大八木 雅



同 西 義



例月出納検査の結果について（報告）

地方自治法第235条の2第1項の規定及び神奈川県内広域水道企業団監査基準に基づく検査を執行したので、同法同条第3項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

令和5年度神奈川県内広域水道企業団水道用水供給事業会計

検査対象 令和5年12月分

検査年月日 令和6年1月31日

出納計数については別表のとおりであり、総勘定元帳その他の帳簿及び預金先金融機関の発行した残高証明と照合した結果、正確であり、また出納事務についても適正と認められた。

水道用水供給事業月次合計残高試算表

令和5年12月31日

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
872,856,898,228	948,584,950,800	13,300,509,761	資産勘定	11,072,456,672	488,505,403,763	412,777,351,191
847,447,276,876	848,965,710,948	207,367,479	固定資産	76,269,918	414,295,785,263	412,777,351,191
668,599,713,280	670,118,147,352	207,367,479	有形固定資産	76,269,918	414,295,785,263	412,777,351,191
178,247,563,596	178,247,563,596		無形固定資産			
600,000,000	600,000,000		投資その他の資産			
25,409,621,352	99,619,239,852	13,093,142,282	流動資産	10,996,186,754	74,209,618,500	
21,056,785,355	88,801,940,811	12,629,445,282	現金・預金	10,764,059,200	67,745,155,456	
	3,973,028,926		未収金		3,973,028,926	
			有価証券			
113,018,000	113,018,000		貯蔵品			
			短期貸付金			
			前払費用			
3,090,466,600	3,528,872,800	154,696,600	前払金	6,060,000	438,406,200	
			立替金			
407,050,497	2,459,975,000	227,000,000	仮払金	226,065,016	2,052,924,503	
742,300,900	742,404,315	82,000,400	その他流動資産	2,538	103,415	
	130,676,619,871	91,969,661	負債勘定	425,073,115	299,009,163,999	168,332,544,128
	2,406,089	367,007	固定負債		58,382,764,583	58,380,358,494
			企業債		55,257,969,665	55,257,969,665
			他会計借入金			
			受託金			
			リース債務			
	2,406,089	367,007	引当金		3,124,794,918	3,122,388,829
			その他固定負債			
	13,462,602,046	91,602,654	流動負債	425,073,115	23,088,215,958	9,625,613,912
			一時借入金			
	6,483,520,724		企業債		13,035,008,083	6,551,487,359
			他会計借入金			
			リース債務			
	6,154,589,126		未払金		6,483,991,126	329,402,000

借 方			科 目	貸 方		
残 高	累 計	当 月		当 月	累 計	残 高
	54,529,069		未払費用		54,529,069	
			前受金			
	504,112,149	91,602,654	預り金	104,698,607	656,387,649	152,275,500
			預り有価証券			
			仮受金			
			前受収益			
	265,850,978		引当金		265,850,978	
			その他流動負債	320,374,508	2,592,449,053	2,592,449,053
	117,211,611,736		繰延収益		217,538,183,458	100,326,571,722
	3,067,934		長期前受金		217,535,116,661	217,532,048,727
117,205,477,005	117,208,543,802		長期前受金収益化累計額		3,066,797	
	9,604,053,594		資 本 勘 定		286,632,985,619	277,028,932,025
			資 本 金		262,073,859,822	262,073,859,822
			資本金		262,073,859,822	262,073,859,822
	9,604,053,594		剰 余 金		24,559,125,797	14,955,072,203
			資本剰余金		4,178,341,418	4,178,341,418
	9,604,053,594		利益剰余金		20,380,784,379	10,776,730,785
			欠損金			
			収 益 勘 定	3,204,372,167	25,943,858,573	25,943,858,573
			用水供給事業収益	3,204,372,167	25,943,858,573	25,943,858,573
			営業収益	3,202,700,160	25,891,090,900	25,891,090,900
			営業外収益	1,672,007	52,767,673	52,767,673
			特別利益			
11,225,787,689	11,229,779,715	1,310,041,976	費 用 勘 定	619,444	3,992,026	
11,225,787,689	11,229,779,715	1,310,041,976	用水供給事業費用	619,444	3,992,026	
10,744,922,437	10,748,914,463	1,310,041,976	営業費用	619,444	3,992,026	
480,865,252	480,865,252		営業外費用			
			特別損失			
884,082,685,917	1,100,095,403,980	14,702,521,398	合 計	14,702,521,398	1,100,095,403,980	884,082,685,917



令和6年2月8日

神奈川県内広域水道企業団議会

議長 佐藤 祐文 様

広域水道常任委員会

委員長 森 正明

閉会中継続調査申し出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

1 調査事件 水道用水供給事業について

2 理由 調査を要するため



令和6年2月8日

神奈川県内広域水道企業団議会
議長 佐藤 祐 文 様

議会運営委員会
委員長 尾崎 太

閉会中継続調査申し出書

本委員会は、調査中の事件について下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第70条の規定により申し出ます。

記

- 1 調査事件 (1) 議会の運営に関することについて
 (2) 議会の会議規則、委員会条例等について
 (3) 議長の諮問に関することについて

- 2 理 由 調査を要するため

神奈川県内広域水道企業団議会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 佐 藤 祐 文

議 員 花 上 喜代志

同 森 正 明

